

福岡県施設退所児童等自立支援促進事業仕様書

1 目的

児童養護施設等への措置を解除された者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかつた者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）第6条の3第16項及び児童福祉法施行規則第1条の32の6に規定する社会的養護自立支援拠点事業を実施し、相互交流の場所の開設、必要な情報の提供、相談及び助言並びに社会的養護経験者等の支援に関する関係機関との連絡調整を行う。

2 事業対象者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内（ただし、北九州市及び福岡市を除く。以下同じ。）の小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）への委託を解除された者
- (2) 福岡県内の里親等へ委託されている者
- (3) 福岡県内の乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設（以下「施設等」という。）への措置を解除された者
- (4) 福岡県内の施設等へ入所措置されている者
- (5) 福岡県内の母子生活支援施設における保護を受けていた者
- (6) 福岡県内の母子生活支援施設における保護を受けている者
- (7) 福岡県内で児童自立生活援助の実施を解除された者
- (8) 福岡県内で児童自立生活援助の実施をされている者
- (9) 福岡県内で法第33条第1項又は第2項の規定により一時保護が行われていた者
- (10) 福岡県内で法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
- (11) 福岡県内に居住しており、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかつた者であって、本事業による支援が必要と福岡県知事が認めた者
- (12) 福岡県外、北九州市又は福岡市（以下「県外等」という。）の里親等への委託を解除された者、県外等の里親等へ委託されている者、県外等の施設等への措置を解除された者、県外等の施設等へ入所措置されている者、県外等の母子生活支援施設における保護をうけていた者、県外等の母子生活支援施設における保護を受けている者、県外等で児童自立生活援助の実施を解除された者、県外等で児童自立生活援助の実施をされている者、県外等で法第33条第1項若しくは第2項の規定により一時保護が行われていた者又は県外等で法第26条第1項第2号若しくは第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者であって、緊急に支援を要する者
- (13) 県外等に居住しており、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかつた者であって、本事業による支援を緊急に要すると福岡県知事が認めた者

3 職員の配置

- (1) 支援コーディネーター（管理者）、生活相談支援職員及び就労相談支援職員を配置する。また、心理療法支援を行う職員及び法律相談支援を行う職員を嘱託契約等により配置する。
- (2) 支援コーディネーター（管理者）は、適切な運営を管理するほか、事業対象者の将来の自立に向けて、支援計画の策定やその他支援全体を統括する者であり、次の各号のいずれ

かに該当する者をもって充てる。

ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に5年以上従事した者

ウ 被虐待児童等への自立支援に対する理解と熱意があり、福岡県知事が適当と認めた者

(3) 生活相談支援職員は、居住、家庭、交友関係、将来に渡る不安等に関する相談や支援を行う者であり、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てる。

ア 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月12日福岡県条例第56号）第60条に定める児童指導員の資格を有する者

イ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者

ウ こどもの自立支援に対する理解と熱意があり、福岡県知事が適当と認めた者

(4) 就労相談支援職員は、就労に関する適切な相談・助言や、情報の提供等の支援を行う者であり、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てる。

ア 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月12日福岡県条例第56号）第60条に定める児童指導員の資格を有する者

イ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者

ウ こどもの自立支援に対する理解と熱意があり、福岡県知事が適当と認めた者

(5) 心理療法支援を行う職員は、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てる。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者

イ 心理療法支援業務に対する理解があり、福岡県知事が適当と認めた者

(6) 法律相談支援を行う職員は、弁護士をもって充てる。

4 事業内容

(1) 相談支援

ア 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題や、求職上の問題等について相談に応じる相談スペースを開設し、必要に応じて他の関係機関と連携する等により支援を行う。

イ 相談スペースは、事業対象者が気軽に相談に立ち寄ることができるようにするため、利便性が高く、また関係機関との連携が図りやすい場所に設置する。

なお、相談スペースの開設時間は、午前10時から午後5時までの週5日間を原則とする。

ウ 電話やメール、SNS等による相談など、事業対象者が相談しやすい環境づくりを行うとともに、SNS等を活用したプッシュ型の情報発信に努める。

また、電話やメール、SNS等による相談のみならず、通いによる支援のほか、アウトリーチ型支援（訪問支援）についても、必要に応じて実施する。

なお、相談を受けた際、単に情報提供や助言等を行うだけではなく、医療機関の受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援など、事業対象者のニーズに応じた適切な支援を行う。

エ 事業対象者に係る基礎的事項、相談内容及び支援状況等を記録するとともに、契約終了後、少なくとも5年間、適切に管理・保管する。

(2) 自立支援

① 講習会の開催

ア 退所後の自立生活を安定させるため、1人暮らしの生活を行う上で必要な知識を

教える講習会を契約期間内に4回以上開催する。

イ 各施設を訪問しての個別開催など効果的な方法で実施する。

② 支援コーディネーター（管理者）による支援計画の策定

ア 生活や就労等に困難を抱えており、事業所における継続的な支援が必要であると判断した者について支援計画を策定する。

イ 支援計画の策定に当たっては、事業対象者の意向を十分に踏まえるとともに、事業対象者の心身の状況や生活状況など、必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容や方法などを定め、事前に事業対象者に対して支援計画の内容を十分に説明し、事業対象者が主体的に取り組めるよう配慮する。

また、必要に応じて児童相談所や市町村（こども家庭センターを含む。）、児童福祉施設、医療機関、就業支援機関等の関係機関の意見を踏まえて策定する。

ウ 事業対象者の生活状況等に変化が生じた場合には、変化の状況に応じて速やかに支援計画の見直しを行うとともに、必要に応じて関係機関とも共有する。

エ 支援計画の策定の有無にかかわらず、生活上の問題と求職上の問題は密接に関係することから、生活相談支援員と就労相談支援員が連携するのみならず、支援コーディネーター（管理者）も含め、事業対象者に必要な支援を行う。

オ 支援計画は、支援終了後、少なくとも5年間は適切に管理・保管する。

（3）仲間づくり支援

① 交流会の開催

事業対象者同士が交流する会を、契約期間内に4回以上開催する。

② フリースペースの設置

ア 事業対象者が意見交換や情報交換、自助グループ活動を気軽に行うことができるフリースペースを設置し、来所した事業対象者同士の交流を支援する。

イ フリースペースが、事業対象者にとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場となるよう努めるとともに、事業対象者同士や職員等とのトラブルを防止するため、利用における遵守事項をあらかじめ定める。

ウ 遠方に居住する事業対象者のために、オンライン上で交流できる環境を整備する。

（4）広報等

① 広報

ア 制度の普及啓発のため、チラシ・パンフレット等の配布物や啓発物品を作成する。

イ 配布物や啓発物品には、県の受託事業である旨を掲載する。

② 児童養護施設、里親等との連携

児童養護施設、里親等と連携した上で、入所者が施設を退所等する前の時点から、本事業について周知し、施設を退所等した後、気軽に相談に行ける環境づくりを行う。

（5）心理療法支援

事業対象者に心理療法が必要な場合に支援を行う。

（6）法律相談支援

事業対象者が金銭トラブルや契約トラブル等を抱えている場合等、法律相談が必要な場合に支援を行う。

5 事業の実施場所

受託者の定める特定の場所

（ただし、「4 事業内容」の（1）に掲げる業務及び（3）のうち、フリースペースの設

置を行う場所（以下、「事業所」という。）については、北九州市及び福岡市を除く福岡県内とする。）

6 設備

事業所には次の設備を設ける。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 事業対象者が相互交流できる設備
- (4) その他、事業を実施するために必要な設備

7 事業を実施する際の留意事項

- (1) 事業所は、運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、事業対象者の権利擁護に関する事項等、運営規程を定めること。

また、受託者は、事業対象者の金銭や通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、事業対象者へ説明するとともに、同意を得た上で取り扱うこと。

- (2) 事業所の職員は、事業対象者の意向を尊重するとともに、事業対象者との信頼関係の構築にも努めること。

また、事業所は、事業対象者の権利擁護及び虐待防止を図るため、職員に対する研修の実施や、苦情を受け付けるための窓口の設置等、必要な措置を講ずること。

- (3) 関係機関で情報共有を行うことについて、事業対象者から支援開始時点等で同意を得ること。

ただし、同意を得られない場合においても、必要に応じて都道府県（児童相談所を含む。）、市町村（こども家庭センターを含む。）及び要保護児童地域対策協議会など、関係機関で情報共有を行うこと。

- (4) 支援終了後、関係機関により引き続き支援を行う場合には、必要に応じて事業対象者の状況等について、丁寧な情報提供を行うこと。

- (5) 事業対象者が転居する場合においても、転居先の関係機関とも連絡調整を行う等、転居先においても必要な支援が行われるよう努めること。

8 業務報告

- (1) 月次の実施状況報告

受託者は、毎月業務の実施状況報告書を作成し、翌月 10 日まで（10 日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは翌開庁日まで）に、福岡県に提出する。

- (2) 業務の履行完了報告

受託者は、業務の終了後 1 月以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、業務の完了報告書を成果物として福岡県に提出する。

9 個人情報保護

個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、法第 34 条の 7 の 2 第 5 項において、本事業に従事する者について守秘義務が課されていることを踏まえ、適切な対応を実施する。

委託契約上の個人情報取扱特記事項の遵守状況を確認するため、別添「委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト」により自己点検を行い、福岡県に提出する。

また、契約締結の後、記載内容が虚偽であることが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

10 再委託

受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により福岡県の承認を得た場合は、委託業務の一部の処理を第三者に委託することができる。

11 服務環境

法令を順守し、職員が快適に働く労働環境を構築するものとする。

また、業務を実施するに当たっては、安全面について最大限の配慮をするものとする。

12 業務の引継ぎ

契約期間終了後に新たな受託者に業務を引き継ぐ必要が生じた場合は、契約期間終了前に新たな受託者への業務引継期間を設け、受託者の変更により業務が滞ることなく円滑に業務を引き継ぐことができるように対応する。

13 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、都度福岡県と協議の上、決定するものとする。